

相続税の遺産分割協議書の作成方法

遺産分割協議書の作成の必要性

相続人の中で遺産分割についての話し合いがまとまった時は、必ず書面として遺産分割協議書を作成する必要があります。

遺産分割協議書として書面に残しておく理由は、後日の相続人間での言った言わないの紛争を防止するという目的があります。

また、相続財産の中に不動産がある場合、相続登記の必要書類として遺産分割協議書が必要になります。

さらに、相続税の申告の際の添付書類としても、遺産分割協議書が必要となりますし、遺産の中に預金等があった、これを解約する場合などに銀行から遺産分割協議書の提示を求められることもあります。

遺産分割協議書の作成手順

① まず、下記の書式を使用し遺産分割協議書を作成し製本してください。

相続人の人数分作成が必要になります。

② 後々の争いを避けるためにも、必ず相続人が本人で自署し実印を押印してください。

③ 最後に、各相続人の印鑑証明書を遺産分割協議書に添付し保管しておいてください。相続人が、A、B、Cと3人いたら、Aが保管する遺産分割協議書には、A、B、Cの3人分の印鑑証明書が添付されていることになります。

遺産分割協議書の書式

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の所有する下記の不動産を、妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に相続させる。

1 土地

所在 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目

地番 〇〇番〇〇号

地目 〇〇

地積 〇〇平方メートル

2 建物

所在 東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目

家屋番号 〇〇号

種類 〇〇

構造 〇〇〇〇

床面積 〇〇㎡

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の預金を、長女〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に相続させる。

- 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の普通預金のすべて
- 〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の定期預金のすべて

第3条 遺言者は、第1条及び2条に記載の財産を除く遺言者の有する一切の財産を、長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に相続させる。

平成〇〇年〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
遺言者 〇〇〇〇 印

遺產分割協議書

○ ○ 家

遺産分割協議書

最後の住所 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号

最後の本籍 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号

被相続人〇〇〇〇(平成〇〇年〇月〇〇日死亡)の遺産については、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り遺産を分割し、債務を負担することに決定した。

記

1. 相続人〇〇〇〇が取得する財産

(1) 土地

① 所在地 東京都〇〇区
地番 〇〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇㎡
持分 〇分の〇

② 所在地 東京都〇〇区
地番 〇〇番〇
地目 雑種地
地積 〇〇㎡

(2) 有価証券

① 証券投資信託/〇〇銀行 〇〇支店

〇〇オープン 〇〇〇〇〇〇口

② 証券投資信託／〇〇銀行 〇〇支店
〇〇〇〇・ファンド 〇〇口

(3) その他財産

① 未収入金 / (株)〇〇〇〇
〇〇月分 役員報酬 〇〇〇〇円

② 未収入金 / 〇〇税務署
準確定申告還付金 〇〇〇〇円

③ 家庭用財産一式
〇〇〇〇円

2. 相続人〇〇〇〇が取得する財産

(1) 土地

① 所 在 東京都〇〇区
地 番 〇〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇m²
持 分 〇分の〇

(2) 取引相場のない株式

① 株式会社〇〇 株式
〇〇〇〇株

(3) 預貯金

① 〇〇銀行／〇〇支店
普通預金 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇円

② ○○銀行／○○支店
当座預金 ○○○○○○ 〇〇〇〇〇〇円

(4) 手許現金

① ○○銀行／○○支店
○○年○○月○○日 引出分 〇〇〇〇〇〇円

3. 相続人○○○○は以下の債務・葬式費用を負担する。

① 未払金 / ○○○○○○
訪問介護代○○月分 〇〇〇〇円

② 未払金 / ○○クリニック
診療一部負担金 〇〇〇〇〇〇円

③ 公租公課 / ○○税務署
平成○○年分所得税 〇〇〇〇〇〇円

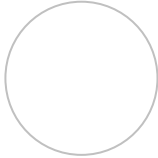
④ 葬式費用 〇〇〇〇〇〇円

以上の通り、相続人全員による遺産分割の協議が成立したのでこれを証する為に本書を作成し、各自署名押印する。

なお、その後新たに相続財産及び債務が発見された場合には、相続人全員で別途協議して決めるものとする。

平成 年 月 日

住 所 東京都〇〇区〇〇〇〇
相 続 人 〇〇 〇〇

_____ 

住 所 東京都〇〇区〇〇〇〇
相 続 人 〇〇 〇〇

_____ 

